

独立行政法人国立国語研究所任期付研究員就業規程

平成18年4月1日
国語研規程第105号
改正 平成19年11月30日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立国語研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に労働契約の期間を定めて雇用される研究員（以下「任期付研究員」という。）の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めるもののほか、任期付研究員の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の法令（以下「関係法令」という。）の定めるところによる。

(任期付研究員の種類)

第2条 任期付研究員の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 研究プロジェクト型任期付研究員 当該研究分野に係る専門的な知識経験を有し、独立して研究する能力があると認められる者であって、当該研究能力を一定期間活用して遂行することが必要とされる研究業務に従事する者
- 二 招へい型任期付研究員 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者であって、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事するため招へいする者

第2章 任免

(労働契約の期間)

第3条 第2条第1号に規定する任期付研究員（以下「第1号任期付研究員」という。）の労働契約の期間は、3年（研究業務の性質上特に必要があると研究所が認める場合は、5年）を超えない範囲内で定める。

2 第2条第2号に規定する任期付研究員（以下「第2号任期付研究員」という。）の労働契約の期間は、5年を超えない範囲内で定める。ただし、5年を超える労働契約の期間を定める必要があると研究所が認める場合には、7年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、10年）を超えない範囲内で定めることができる。

(労働契約の更新)

第4条 研究所は、第1号任期付研究員の労働契約の期間が3年に満たない場合（前条第1項の研究業務の性質上特に必要があると研究所が認めた場合を除く。）にあつては採用した日から3年、第1号任期付研究員のうち研究業務の性質上特に必要があると研究所が認めた場合に労働契約の期間が定められた者の労働契約の期間が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年、第2号任期付研究員の労働契約の期間が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年を超えない範囲内において、その労働契約の更新することができる。

(労働契約終了の予告)

第5条 研究所は、労働契約締結時に、労働契約の期間の満了後において当該労働契約を更新することがある旨明示していた労働契約を更新しない場合には、当該任期付研究員に対して、当該期間満了日の30日前までにその予告をするものとする。

第3章 給与

(給与に関する特例)

第6条 第1号任期付研究員には、別表1の基本給表を適用する。

2 第2号任期付研究員には、別表2の基本給表を適用する。

3 任期付研究員の号俸は、その者が従事する研究業務に応じて別に定める基準に従い決定する。

4 第1号任期付研究員は、別に定める基準に従い昇給させることができる。

5 特別の事情により、第1項及び第2項に規定する基本給表に掲げる号俸により難しい場合には、これらの規定にかかわらず、別に定める基準に従い基本給月額を定めることができる。

6 任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる者には、別に定めるところにより、その基本給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

7 第3項に規定する号俸の決定、第5項の規定による基本給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与規程の適用除外等)

第7条 独立行政法人国立国語研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条から第8条及び第10条並びに第20条の規定は、任期付研究員には適用しない。

2 給与規程第9条及び第12条の規定は、第2号任期付研究員には適用しない。

3 任期付研究員に対する給与規程の適用については第18条第1項中「基本給の特別調整額の支給を受ける職員」とあるのは「第2条第2号の規定により労働契約の期間を定めて採用された職員」と、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の180」とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平18.11.10国語研規程第148号）

この規程は、平成18年11月10日から施行する。

附 則（平19.11.30国語研規程第172号）

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

別表1

号 俸	基本給月額（円）
1	262,200
2	274,200
3	285,600
4	295,700
5	305,600
6	312,900
7	318,200
8	323,800
9	329,400
10	337,200

別表2

号 俸	基本給月額（円）
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000